

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成29年3月10日（金曜日）

総務消防委員会

日時 平成29年3月10日（金曜日） 午前9時00分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部

第2号議案	「質疑・討論・採決」
第3号議案	「質疑・討論・採決」
第4号議案	「質疑・討論・採決」
第5号議案	「質疑・討論・採決」
第6号議案	「質疑・討論・採決」
第7号議案	「質疑・討論・採決」
第8号議案	「質疑・討論・採決」
第51号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	村田康助	副委員長	打桐厚史		
委員	中西宏彰	丸山隆弘	加藤芳夫	菊地勝昭	
議長	下江洋行				

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 伊田成行 書記 松井哲也

開 会 午前9時00分

○村田康助委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、9日の本会議において、本委員会に付託されました第2号議案から第8号議案まで、及び第51号議案の8議案について審査をします。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第2号議案 新城市個人情報保護条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと教えていただいて、勉強がてらになってしまって申しわけないんですけども、今回の規定の整理に必要があるということですけど、この規定の整理の中の第33条第1項第1号中の第28条、第29条第2号ということで、ちょっと私もゆうべ、新城市の個人情報条例勉強してみたんですけど、この28条、29条にある、これは28条、29条とちょっと条文の中身が違うんだけど、なぜ改める必要があるかどうかというこの中身の説明も含めて、解説、わかりやすく、どう読んでもわかりにくいものですから皆さんもわかっていないと思うんですけど、わかるように説明をお願いしたいんですけど。

○村田康助委員長 鈴木行政課長、お願いします。

○鈴木勇人行政課長 マイナンバー法が施行されて、情報ネットワークシステムを各基礎自治体が独自に利用する場合の制限の手続を、マイナンバー法の第26条で、今申しましたように5月30日から運用が開始されます情報ネットワークシステムを自治体が独自に利用するような場合、例えば、隣の市、豊川市ですとか豊橋市は、自分たちの市の条例で、独自利用する場合の業務を条例にうたっておるわけなんです。

例えば、豊川市でいうと、予防接種法に準じて行う予防接種に関する事務について、このネットワークを独自に使うという場合は、こうしなさいよということがあるものですから、そこら辺の規定を決めておる、その条文がマイナンバー法に入り込んだがために、1条ずれてきたわけです。

単純に。で、新城市の場合は、ちなみに独自利用は条例では定めておりませんので、単純に新旧対照表をお示ししてあるかと思うんですが、旧でいうと第28条の規定に関して云々とありますが、それが1条加わったがために1個ずれてくるものですから、1条。だから、第29条に違反してということで、中へ条文の1個、繰り下がるものですから、ということで今回改正をさせていただくということでもあります。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 それでは、この個人情報条例の条文に1条加わるために、実質は第29条といっても第28条の意味を示すということで。

○鈴木総務部副部長兼行政課長 まさにそのとおりです。

○加藤芳夫委員 そういう意味なんですね、はい、わかりました。どうしてもここが解釈できなくて、わかりました。

○村田康助委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

それでは、これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第2号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認め、よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第3号議案 新城市税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第3号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第4号議案 新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第4号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

第5号議案 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 きノウ、実は本会議でいろいろ質疑があったと思うんですけど、所管ですのでできなかったんで、ちょっときょうさせていただくんですけども。

今回、代表監査委員の報酬が7万5千円を10万円にするという、きノウの説明を聞くと非常に監査委員の業務が多忙になったとか、業務が煩雑というかそういう理由が多かったような気がするんですけども、この代表監査委員だけ上げるのは、何かいささかおかしいんじゃないかなと実は思ってた、監査委員は代表監査委員ともう1人議選の監査委員もあって、そちらは据え置いといて、代表監査委員だけ上げるというこの根拠というか理由は何だったんでしょうか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○村田康助委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 本会議の質疑のほうでも部長のほうから答弁させていただきましたが、代表監査委員と議選の監査委員、それぞれ報酬額適正かどうかというふうに検討させていただきました。

県下の状況、東三河の状況、それから先ほど申しました勤務の状況等勘案しまして、代表監査委員については、県下の状況を見た中で格差があるということが判明しましたし、議選の監査委員につきましては、県下あるいは東三河の状況を見た中で、それほど著しい格差が認められなかったということで、代表監査委員について今回報酬の見直しをお願いしたいと結論づけさせていただいたところです。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 東三河と県下の状況という
と、相当代表監査委員の格差ってちょっとこの
辺の事例をもし持ってたら言っていただけますか、
どれぐらいの差があるのか。

○村田康助委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 例えば、豊橋市の場合
は、ちょっと常勤の監査委員がみえて特殊な
んですけれども。

非常勤で、例えば豊川市ですと、代表監査
委員が11万8,600円で、議選の監査委員が月
額3万8,200円です。蒲郡市の場合ですと、
代表監査委員が月額11万5千円で、議選の監
査委員が3万3千円、田原市の場合ですと、
代表監査委員さんが月額10万円で、議選の監
査委員が3万5千円というふうな状況になっ
ております。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 現在、7万5千円の代表監
査委員なんですけれども、田原市と蒲郡市で
すけれども、当然財政規模も人口規模も違うし、
仕事量もこの程度だと確実に見たら違いはあ
ると思うんですけれども、じゃあ今まで代表監
査委員は7万5千円をもう10年近くやってき
たのかなと思うんですけれども、なぜ今ここ
に来て上げるのかというか。

特別職の報酬審議会なんかは、非常勤はこ
ういう厳しい時代なので据え置くというよう
な答申が出ておると思うんですけれども、代
表監査委員だけ2万5千円上げて10万円に
した。だったら、議選の監査委員もそれに
応じて3万3千円ぐらいだったか、3万5千
円。

〔「3万3千円です」と呼ぶ者あり〕

○加藤芳夫委員 例えば3万8千円にする
とか、同じように代表監査委員を上げるなら、
議選のほうもそれに見合ったように上げる
べきだと思うんですけど、その辺の考えはど
うなんですか。

○村田康助委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 先ほど御説明しまし
たように、勤務の状況とか、県下の状況とか東

三河の状況で判断させていただいたという
ところであります。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 一部は業務の多忙という
ことも何か答弁の中であつたりしたんです
けども、豊橋市は確かに常勤の代表監査委
員がおる、これはわかります。だけど、他
市の比較も含めているんですけども、同
じいろんな市の中の監査を当然これ代
表監査委員であろうが、議選の監査委員
であろうが、同じような職務を遂行する
わけですよ。で、今回はまた別に住民監
査請求とか出ても、仕事の量というのは
一緒だと思うんですよ。

もちろん、議会選出から議員としての報
酬は報酬で別ですけども、それとは別に
監査という大事な仕事をしていただける、
確かに議選だけでも、監査の仕事として
は何も議選から少なくするんじゃなくて、
仕事の量はすごくあると思うんですよ。
責任持った回答も出さなければいけない
という専門的な業務に携わる以上は、議
選の監査委員と言えども相当激務な工
作をしていただいておりますよ。

だけど、代表だけ上げて、議選は上げ
ないという理由は、ちょっと僕もとおら
ないと思うんですけども、もう少し何か
代表監査委員には普通の議選とは違
う職務があるんだよとかいうことなら
まだ2万5千円になってもわかるん
ですけども、その辺のようなお考え
かなと思って、議選はおいておくとい
うのはちょっと不公平かなというよう
な気もするんですけども。

○村田康助委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 先ほど東三河の状
況を説明させていただきましたので、東
三河の状況を見ますと、代表監査委員
と議選の監査委員との、今それぞれの
市会で定めらる報酬額の割合から考
えて、本市の場合、代表監査委員の
報酬額については著しく低いかなど
いうふうに判断したというところでござ
います。

す。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 参考に教えてもらいたいですけれども、報酬はあくまで報酬ですよ、これ。費用弁償というより報酬ですよ。考え方としては、議選であろうが、代表監査委員であろうが、で、職務も同じだけの職務をしなければならないですよ。日常的に差があるというか、議会選出は議選だから議員の報酬もらっとるから低くていいんだよというようなことは、根本的に違うと思うんですよ。

ただ、議会としてはいろんなほかの審議会等出るときには、議員で報酬もらっとるから議員になったらもうやめようやめてますけれども、監査というのは非常に特殊というか、通常の普通の人じゃできなくて、財務会計とかそういうものに精通しないと監査はできない、ほんとに特殊技能を持った人が監査委員として特別な仕事をしていただいております。私は、代表監査委員だけではなくて、議選の人も、きのうの本会議でも多分出たと思うんですけども、上げてあげるべきだなとは思っておる、別にこの議案、反対ではないんですけども、これからもう少し、立場は違ってともいうか、議員であろうとも監査委員になった人には、ほんとにそれだけの苦勞というか、難しい会計事務の仕事をしていただけるものですから、ぜひ今後考えて、少しでも考えていってあげていただきたいと思うんです。これは要望でございます。

○村田康助委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 今、加藤委員言われたことも随分理解できますので、また検討していきたいと思います。

○加藤芳夫委員 ぜひ、努力してください。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今、東三河の例の件、出していただいたんですけども、任期について、特に議選のことも1つ、参考にお聞きしたい

んですけれども、東三河の議会からの選出の人たちの任期というのはどうなってるのかね。参考に聞いて。

○村田康助委員長 浅賀監査委員事務局長、お願いします。

○浅賀邦久監査委員事務局長 正確にということではなくて、大体1年で交代をされておるようですね。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 先ほどの加藤委員の質疑にも関連してくるんですけど、議選の監査委員というこの役割というのは、それなりにそれぞれ市にあると思うんですけども、1年の任期というところが蒲郡だとか、例えば蒲郡、あそこは1年なんですよ。それで、ぐるぐる議会の中を回しているという実態があるんですね。それで、全ての議員が4年間の中で、4人できるチャンスがあると。

1年でこれで監査できるかというのと、とてもじゃない、私経験させてもらった中では不可能。1年勉強で終わっちゃうんですね、大体。やっぱり最低限、2年間やってほしいと思うし、それなりの位置づけもあると思うんですけども、報酬の位置づけというのは議会議員であるという一方持っている、それから議会から選出された監査委員ということで、そういう意味合いもあるということで勘案された中で、東三河大体これ統一されてるのかなと感じております。

一方、代表監査委員については、私の経験の中では、新城市が非常に低いというふう感じておりましたし、なかなか当事者である代表監査委員をやられた方々は、みずからいうこともできない立場でもありますし、そのために報酬審議会もあるということで、いろいろ検討した中で東三河になるべく近づけていこうというそういう意図が今回はやっていただいたので、大変結構だなと思いますが、やはり先ほど加藤委員が言われたように、もう少し根拠を明らかにしていただけた

ほうが今後のためにもいいのかなという、ちょっと思うんですけれども。再度またチェックをさせていただきたいという思いであります。

もう1点、出席する日数ですね、公にきちんと審査をする日数の比較も当然、東三河を比例してみた場合には、当然関係してくると思うんですけれども、大体一緒ぐらいですかね。私は、やはり事務量の多い豊橋、豊川、蒲郡は、日数も多いかなと思います。その辺についてちょっとわかりましたら。

○村田康助委員長 浅賀事務局長。

○浅賀邦久監査委員事務局長 さきに日数のほうからですが、豊橋市はちょっと別としても、大体拘束されるというんですか、実際に監査を行う、出納検査を行う、決算審査を行う、こういった拘束をされる日数ということで行きますと、大体同じぐらい、本市では40日前後ということになります。

それから、先ほどの議選監査委員の件ですけども、東三河は先ほど人事課長のほうからありましたけども、県下においても大体そのぐらい、平均、名古屋とか大きな都市は除いて、年平均して3万3千円ぐらいということになります。これは、きのうも答弁させていただきましたけども、議会の中の議員の報酬、それから議長、副議長、この辺の報酬との兼ね合い等も勘案されてということで、今まではそういう形で来ておるかと思えます。

○村田康助委員長 ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第5号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第6号議案 新城市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第6号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第7号議案 新城市手数料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第7号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第8号議案 新城市作手山村交流施設建設基金の設置及び管理に関する条例及び新城市作手地区総合整備委員会条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第8号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第51号議案 権利の放棄を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと教えてください。

この権利の放棄というのは、いまいちちょっと理解、私はできないのは、この光ファイバーの施設の撤去工事の元金取得権利っていうこの権利を放棄したい方というのは、裏の6名の皆さん、死亡したり、海外へ行ったりとかの状況で、放棄する理由、居所がつかめないから放棄してしまうというのか、もともとの撤去負担金というのか、この一律5,400円、1人5,450円の方がいる、金額の違いはもちろんですけれども、なぜ放棄をするの

かというのか債務の放棄、ちょっとその辺がよくわからないんですけど、これどういう、何のために放棄というのが出てきたのか教えてください。

○村田康助委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 加藤委員からの御質問ですけれども、私ども鋭意や債権回収の事務に努めておるんですけども、今回こちら案件出させていただきました6名については、行方不明が3件、海外出国で1名、破産の方が1名、死亡の方が1名ということで、債権の回収が見込められない方を今回の権利の放棄で出させていただきました。

というのは、うちの方で回収しております光ファイバーの撤去に伴う負担金につきましては、私法上の債権ということになっておりますので、公法上の債権のように執行期間というのがしっかり決まっているものではないものですから、このまましておつたらずと債権として残るということになりますので、今回こういった理由がはっきりしているものについては、放棄をさせていただいて、債権をなくしたいということを出させていただいております。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 要するに、もうどう探してもというのか、調査しても、本人がというのか居所が見つからないというのか、請求先がないということで、法的にというのか時効ではないんですけども、ちょっと時効というこの年限も教えてもらいたいんですけども、ただ単に行方不明であるからということで、当然ある程度の調査というのか、この人物というのか債務者を特定するために、調査とかそういうものをした挙句見つからないということですか、それとも、適当にはいかんけども、そこの家へ行ってもおらんし、調査不足というのかそんなような放棄する理由というのか、いまいち私はまだまだ調査不足かな、死亡したら死亡した人の相続人とか、そういう方に

負担をしてもらってもいいんじゃないかと思
いますけどもどうなんですか。

○村田康助委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 それぞれの方
について、個々のケースがございますけれど
も、例えば1番の方につきましては、督促の
ほうを1回しまして、それ以降催促の発送等
8回ほどしております、臨戸回収のほうも
市内に住んでいる間に3回、それからこの方
安城市のほうに最終的には、債務者の住所が
安城市のほうに住所変えておったので、そち
らのほうまで臨戸訪問などしております。

また、その後簡易裁判所を通じた支払い督
促という手続がありまして、そちらのほうを
行いまして、簡易裁判所経由で直接請求、そ
れもさせていただきまされたけれども、それは
うちのほうでまたその簡易裁判所で行う支払
い督促については、住所地が確認できなけれ
ばできないということで、変わって2回ほど
職員が安城市のほうへ出向きまして、実際居
住しているかということ調べまして、あと
調べた結果、そこからまたどこかへ転居して
いて、その際には再転居ということで、安城
市から住民票が移ってもう完全にどこへ行っ
てしまったか行方不明ということであります。

また、一番下のほうにあります方について
は、この方もちゃんと住所地のほうは転居で
九州の鹿児島県のほうにもっていかれてい
るんですけども、その後簡易裁判所の支払い督
促手続をしようと思ひまして、指宿市のほう
に住民票のほうを請求しまして、住所地を確
認しようとしたところ、本人さん死亡という
ことで、あと御家族の方も高齢のお母さんが
おるということでしたけども、その方は債権
を放棄された、相続を放棄されておるとい
うことで、回収のほうができないということで、
そういったところなど、できる限りのことは
させてもらって、追跡はしておるつもりです。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 できる限りのことをやった

けども、結果的にはこういう行方不明で追跡
が不可能ということだと思ひるんですけど、い
ろいろ調べ方というのはあると思ひるんですよ、
転居、転居を繰り返して住民票おいといても
最終的には、いろんな手を使えば居所がつか
めるといのか、相手が見つかるというか、
生きている、この死んだ方は相続人という形
になるんですけども、生きている方というか
生存している方については、やっぱり生活し
ていく上では最低でも電気とか、水というも
のを使っている間はつかめるんですね。

実は、私も債権のことで結構やっているん
ですけど、その裁判所において強制代執行的
な書類をいただいでいくんですけども、最後
は市町村で生活基盤になるものところを調
査するとつかめるんですよ、居所が。そう
いう最大の努力をされた結果でもわからな
かったということですかね、追及できなかった
という。

○村田康助委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 できる限りの
ことはさせていただいたつもりであります。

○加藤芳夫委員 わかりました。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第51号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異
議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よ
って本議案は、原案のとおり可決すべきもの
と決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の

審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。お疲れさまでございました。

閉 会 午前9時35分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 村田康助